

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月19日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第33号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) 職員の親族（別表第3の親族の欄に掲げる親族に限る。以下この号及び附則第7項において同じ。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族の欄に掲げる区分に応じ同表の日数の欄に掲げる連続する日数（葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p> <p>(21)～(26) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) 職員の親族（別表第3の親族の欄に掲げる親族に限る。以下この号において同じ。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族の欄に掲げる区分に応じ同表の日数の欄に掲げる連続する日数（葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p> <p>(21)～(26) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p>
<p><u>(特別休暇の特例)</u></p> <p>7 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により職員の親族が死亡した場合における特別休暇に関する第12条第20号の規定の適用については、同号中「連続する日数」とあるのは、<u>「原則として連続する日数」とする。</u></p>	<p><u>(特別休暇の特例)</u></p> <p>7 平成28年8月19日から同年10月25日までの間に、職員が第71回国民体育大会又は第16回全国障害者スポーツ大会の運営を支援する活動を行う場合における当該活動については、第12条第5号中「除く。）」とあるのは、「除く。）」又は第71回国民体育大会若しくは第16回全国障害者スポーツ大会の運営を支援する活動（ウ又はエに掲げるものを除く。）」として、<u>同号の規定を適用する。</u></p>
<p>8 平成23年6月10日から平成25年12月31日までの間において、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者を支援する活動を行う場合における特別休暇に関する第12条第5号の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「5日（平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあつては、7日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災</p>	

害が発生した」とあるのは「東日本大震災津波の」と、「地  
域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災津波の被災者を  
受け入れている地域」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。